

令和3年度第8回

東京都私立学校審議会（第811回）

令和4年1月19日（水）

都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和3年度第8回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち18名でございます。定足数は11名でございますので、本会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

なお、当審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます4件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和4年1月19日付、東京都知事名。

記、1、専門学校早稲田国際ビジネスカレッジの目的変更認可について、新宿区、ほか3件。以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たに諮問される案件4件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から第3号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第1号は、専修学校の目的変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号、専門学校早稲田国際ビジネスカレッジの目的変更認可についてご説明いたします。

専門学校早稲田国際ビジネスカレッジは、昭和51年8月10日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、服飾・家政専門課程を廃止し、文化教養専門課程に国際コミュニケーション学科を設置するとともに、テキスタイル学科の名称を変更するため、学校の目的変更認可の申請をしてきたものでございます。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、文化教養専門課程では、コミュニケーション能力と国際的感覚を兼ね備えたグローバル社会で活躍できる人材またデザイン業界を牽引し日本文化を海外に発信できる市場にない自由な発想と新しい文化を目指す人材を育成し、工業専門課程では、情報技術・伝達能力、ビジネス実務に関する専門的知識と技術を国内外に発信できる人材を育成することを目的とする」に変更します。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおり、「服飾・家政専門課程」を廃止し、「文化教養専門課程及び工業専門課程」となります。

位置は、要項4に記載のとおりです。

変更の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

変更の理由は、生徒数の減少により服飾・家政専門課程を廃止し、文化教養専門課程に国際コミュニケーション学科を設置するためでございます。

設置者は学校法人大志学園で、理事長は増田哲也氏、校長は伊藤信也氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項10に記載のとおり、服飾・家政専門課程を廃止し、文化教養専門課程に修業年限2年、総定員40名の国際コミュニケーション学科を設置します。また、同専門課程の国際教養学科午前の総定員を40名から80名に、午後の総定員を40名から50名といたします。これにより、総定員は280名から310名となります。

さらに、文化教養専門課程のテキスタイル学科の名称をデザイン総合学科とし、学科の実態に合わせた分かりやすい名称に変更します。

校地、校舎及び教職員組織については、要項11から要項13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第1号のご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第2号及び議案3号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号についてご説明いたします。

これは学校法人大原学園が設置しております、大原学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。高等学校学習指導要領改訂に伴い、教育課程を変更します。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和4年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8をご覧ください。学則第7条の別表1を変更します。

詳細については、要項別紙「教育課程新旧対照表」をご覧ください。高等学校学習指導要領の改訂に伴い、科目名、単位数、添削指導、面接指導を変更します。

要項8に戻りまして、附則部分に施行日についての記載を加えます。

備考欄には、設置認可年月日並びに本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上、議案第2号についての説明を終わります。

○議案担当者 引き続きまして、議案第3号についてご説明いたします。

これは学校法人科学技術学園が設置しております、科学技術学園高等学校の広域の通信制課

程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、沖縄県において円滑な面接指導を実施するため、協力校を追加いたします。

2点目として、技能連携契約の解除等に伴い、技能連携施設を削除いたします。

3点目として、高等学校学習指導要領改訂に伴い、教育課程を変更いたします。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和4年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をご覧ください。

学則第5条第2項の協力校について、別表1に沖縄尚学高等学校を新たに追加いたします。

また、学則第5条第3項の技能連携施設について、別表2から日本産業専門学校及びアイエス学園奈良学習館を削除いたします。

さらに、学則第20条の別表「教育課程表」につきまして、高等学校学習指導要領改訂に伴い、教育課程の変更を行います。

具体的には、別紙「教育課程新旧比較対照表」をご覧ください。

別表7-2については、新設をいたします。

別表11については、在籍生徒がゼロ人となった定時制課程の「教育課程表」を削除し、通信制課程の「教育課程表」を別表11として追加いたします。

別紙「学則比較対照表」にお戻りいただき、附則部分に施行日についての記載を加えます。

変更点につきましては以上でございます。

要項にお戻りいただきまして、備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上、議案第3号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号及び議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第4号は、中学校の設置認可に係る計画承認でございます。

議案第4号は第3部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には引き続き審議をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、2月の開催日は、21日月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議をありがとうございました。

午後3時35分閉会